

5. 日本獣医生命科学大学学位規則

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）、日本獣医生命科学大学（以下「本学」という。）学則及び本学大学院学則に定めるもののほか、本学が行う学位授与について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学士に付記する専攻分野の名称は、本学学則の定めるところによる。

3 修士及び博士に付記する専攻分野の名称は、下表のとおりとする。

研究科	専攻	課程	修士・博士の別	付記する専攻分野の名称
獣医生命科学 研究科	獣医学専攻	博士課程	博士	獣医学
	獣医保健看護学 専攻	博士前期課程	修士	獣医保健看護学
		博士後期課程	博士	獣医保健看護学
	応用生命科学 専攻	博士前期課程	修士	応用生命科学
		博士後期課程	博士	応用生命科学

4 削除

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対して行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士前期課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士課程又は博士後期課程（以下「博士課程等」という。）を修了した者に対して行う。

2 博士の学位の授与は、本学大学院博士課程等を経ない者であっても、学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程等の教育課程を終えて学位を授与される者と同等以上に広い学識を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者に対して行うことができる。

3 本学大学院の博士課程等に所定の年限以上在学し、所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受けたのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定を準用する。

(学位論文審査等の申請)

第6条 本学大学院博士前期課程の学生が学位論文の審査を申請するときは、次に掲げる書類を添え、学長に提出しなければならない。

- | | |
|--|-----|
| (1) 学位論文 | 3部 |
| (2) 学位論文審査申請書 | 1通 |
| (3) 学位論文の内容の要約 | 20部 |
| (4) 写真(半身脱帽 縦5.5cm×横4cm、6ヶ月以内に撮影したもの) | 2葉 |
| (5) その他、本学大学院獣医生命科学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)において、必要と認めたもの | |

また、審査終了後に、第1号及び第3号のPDFファイルを取録した電子媒体を1部提出しなければならない。

2 本学大学院博士課程等の学生が学位論文の審査を申請するときは、次に掲げる書類及び学位論文審査手数料(以下「審査手数料」という。)80,000円を添え、学長に提出しなければならない。

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| (1) 学位論文 | 3部 |
| (2) 学位論文審査申請書 | 1通 |
| (3) 論文目録 | 1通 |
| (4) 学位論文の内容の要旨 | 日本語・英語 各1部 |
| (5) 学位論文の内容の要約 | 日本語30部・英語1部 |
| (6) 写真(半身脱帽 縦5.5cm×横4cm、6ヶ月以内に撮影したもの) | 2葉 |
| (7) 許諾書 | 1通 |
| (8) 同意承諾書 | 1通 |
| (9) その他、研究科委員会において、必要と認めたもの | |

また、審査終了後に、第1号、第4号、第5号及び論文審査結果の要旨のPDFファイルを取録した電子媒体を1部提出しなければならない。

3 本学大学院の博士課程等を経ない者が博士の学位の授与を申請するときは、次に掲げる書類及び審査手数料800,000円を添え、学長に提出しなければならない。ただし、研究科委員会が適当と認めた経歴及び研究歴を有する者及び本学大学院研究生が学位の授与を申請するときは、審査手数料は200,000円とする。

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 学位論文 | 3部 |
| (2) 学位申請書 | 1通 |
| (3) 論文目録 | 1通 |
| (4) 学位論文の内容の要旨 | 日本語・英語 各1部 |
| (5) 学位論文の内容の要約 | 日本語30部・英語1部 |
| (6) 履歴書 | 2通 |
| (7) 住民票(本籍記載あるもの) | 1通 |

- (8) 写真（半身脱帽 縦5.5cm×横4cm、6ヶ月以内に撮影したもの）2葉
- (9) 許諾書 1通
- (10) 同意承諾書 1通
- (11) その他、研究科委員会において、必要と認めたもの

また、審査終了後に、第1号、第4号、第5号及び論文審査結果の要旨のPDFファイルを収録した電子媒体を1部提出しなければならない。

- 4 前項ただし書の規定にかかわらず、本学教育職員が博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料は80,000円とする。
- 5 本学大学院の博士課程に4年以上在学し、所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受けたのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、第3項の規定による。ただし、退学後4年以内に学位論文を提出するときの審査手数料は80,000円とする。
- 6 本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受けたのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、第3項の規定による。ただし、退学後3年以内に学位論文を提出するときの審査手数料は80,000円とする。
- 7 前各項の規定により提出した学位論文等関係書類及び納付した審査手数料は、一切返還しない。(学位論文)

第7条 前条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により提出する学位論文は、1編とし、その要旨及び要約を添え、紙媒体及び電子ファイルにより提出するものとする。ただし、参考として他の論文（参考論文）を添付することができる。この場合、提出する参考論文の部数は3部とする。

- 2 論文審査のため必要があると認めるときは、研究科委員会は学位論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

(審査の付託)

第8条 第6条の規定により学位論文の審査及び学位授与の申請を受けたときは、学長は、研究科委員会委員長と協議のうえ、獣医学専攻委員会、獣医保健看護学専攻委員会若しくは応用生命科学専攻委員会（以下「専攻委員会」という。）にその審査を付託する。

(審査委員会)

第9条 前条の規定により学位論文の審査を付託された専攻委員会は、その審査のため審査委員会を設ける。

- 2 審査委員会は、本学大学院学則第8条に規定する指導教員3名以上を含む専攻委員会委員（博士課程等は5名以上・博士前期課程は3名以上）で組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、専攻委員会が、審査のため必要があると認めるときは、本学大学院学則第8条に規定する指導教員3名以上のほかに、本

学大学院獣医生命科学研究科（以下「研究科」という。）の教授及び准教授、研究科以外の学内の教授又は学外の大学院、研究所等の教員等を審査委員会の委員として含めることができる。

- 4 審査委員会委員のうち1名を審査委員長とする。ただし、審査委員長は、本学大学院学則第8条に規定する指導教員でなければならない。

（学位論文の審査、試験及び学力の確認）

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を行う。

- 2 試験は学位論文を中心として、関連のある分野について口述により行う。
- 3 博士論文の審査においては本学大学院の博士課程等を経ない者については学力の確認を行う。
- 4 学力の確認は、口頭試問及び筆答試問により、本学大学院の博士課程等を終えて学位を授与される者と同等以上の広い学識及び外国語の能力を有することを確認するために行う。
- 5 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、博士の学位の授与を申請する者の経歴及び提出学位論文以外の業績を審査して、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、専攻委員会の承認を得て、経歴及び業績の審査をもって、試問の全部又は一部に代えることができる。

（学力確認の特例）

第11条 審査委員会は、第6条第5項の規定により学位の授与を申請する者が、退学してから4年以内に学位論文を提出したときは、学力の確認を行わないことができる。

- 2 審査委員会は、第6条第6項の規定により学位の授与を申請する者が、退学してから3年以内に学位論文を提出したときは、学力の確認を行わないことができる。

（審査期間）

第12条 審査委員会は、第6条第3項、第5項及び第6項の規定により学位論文が提出された日から1年以内に、学位論文の審査、試験及び学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、専攻委員会の議を経て、その期間を1年を超えない範囲で延長することができる。

（審査委員会の報告）

第13条 審査委員会が学位論文の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに、審査委員長は学位論文の内容の要約、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨に、合格か不合格かの意見を添え、専攻委員会に文書で報告しなければならない。

- 2 学位論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、審査委員会は、試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員長は、前項の規定にかかわらず、試験の結果の要旨及び学力の

確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(専攻委員会の審議)

第14条 専攻委員会は、前条第1項の報告に基づいて審議し、合否判定を無記名投票により行う。

2 専攻委員長はその判定結果を研究科委員会に文書で報告する。

3 第1項の判定をするには、委員全員の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

4 合格と判定するには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科委員会の審議)

第15条 研究科委員会は、前条第2項の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきかを議決する。

2 第1項の議決をするには、委員全員の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与できるものと議決するには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科委員会委員長の報告)

第16条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科委員会の委員長は、直ちに学位論文とともに、学位論文の内容の要約、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨、学力の確認の結果の要旨及び研究科委員会における議決の結果を文書で学長に報告しなければならない。ただし、試験の結果及び学力の確認を経ないで、学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(学位の授与)

第17条 学長は、前条の報告を受け決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位論文の内容の要旨等の公表)

第18条 大学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヶ月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の結果をインターネットを利用して公表する。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむをえない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、そ

の内容を要約したものを公表することができる。この場合、大学は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行うこれらの公表は、当該博士の学位を授与した大学等の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告及び登録)

第20条 本学において、博士の学位を授与したときは、学長は、授与した日から3ヶ月以内に、文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(学位授与の取り消し)

第21条 博士の学位又は修士の学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

2 研究科委員会において前項の議決をするには、委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の4分の3以上の賛成がなければならない。第15条第2項ただし書きの規定は、この場合に、これに準用する。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を記載した申請書に手数料10,000円を添えて、学長に願い出なければならない。

(学位記及び書類の書式)

第23条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表のとおりとする。

(改廃)

第24条 この規則の改廃は、学長を経て、理事会の承認を必要とする。

別表2 第4条及び第5条第1項の規定により授与する学位記の様式

		第	号
学 位 記			
本籍	都道府県名		
氏 名			
年 月 日生			
本学大学院獣医生命科学研究科※1専攻の※2課程において 所定単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので※3 (※4)の学位を授与する			
年 月 日			
大学 印	日本獣医生命科学大学		
	学長	印	

- [備考] (1) ※1から※4の表記は本学大学院学則の定めるところによる。
- (2) 第6条第4項に規定する者で退学後4年以内に学位論文を提出した者に学位を授与する場合には、上記の学位記を授与する。
- (3) 第6条第5項に規定する者で退学後3年以内に学位論文を提出した者に学位を授与する場合には、上記の学位記を授与する。

別表3 第5条第2項の規定により授与する学位記の様式

		第	号
学 位 記			
本籍	都道府県名		
		氏 名	
		年 月 日生	
本学に学位論文を提出しその審査および試験に合格し かつ所定の学力を有するものと認めたので博士（※1） の学位を授与する			
		年 月 日	
大 学 印	日本獣医生命科学大学	学長	印

[備考] ※1の表記は本学大学院学則第27条及び本学学位規則第2条第3項の定めるところによる。

別表 4 学位申請関係書類の様式

(1) 学位論文審査申請書の様式

学位論文審査申請書

年 月 日

日本獣医生命科学大学長
殿

大学院獣医生命科学研究所○○○学専攻○○課程
○○○○年入学〔学籍番号○○○○〕

ふりがな
氏 名 印

本学学位規則第 6 条第 1 項の規定により学位論文に論文目録、学位論文の内容の要旨、学位論文の内容の要約、その他関係書類及び学位論文審査手数料 80,000円を添え、標記学位論文の審査を申請いたします。

指導教員
氏 名 印

[備考] 学位論文は 3 部、学位論文審査申請書は 1 通、学位論文の内容の要旨は日本語 1 部（1 千字以内）・英語 1 部、学位論文の内容の要約は日本語 30 部（4 千字以内）・英語 1 部、半身脱帽の写真は 2 葉を提出すること。

(2) 学位申請書の様式

<p>学 位 申 請 書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>日本獣医生命科学大学長 殿</p>	
<p>ふりがな 氏 名</p>	<p>印</p>
<p>貴学学位規則第6条第2項（第3項）の規定により学位論文、論文目録、学位論文の内容の要旨、学位論文の内容の要約、履歴書、その他関係書類及び学位論文審査手数料 円を添え、博士（※1）の学位の授与を申請いたします。</p>	
<p>指導教員 氏 名</p>	<p>印</p>

[備考] 学位論文は3部、学位申請書は1通、学位論文の内容の要旨は日本語1部（1千字以内）・英語1部、学位論文の内容の要約は日本語30部（4千字以内）・英語1部、履歴書は2通、住民票は1通、半身脱帽の写真は2葉を提出すること。

※1 獣医学専攻の場合は獣医学、獣医保健看護学専攻の場合は獣医保健看護学、応用生命科学専攻の場合は応用生命科学。

(3) 学位論文審査申請書の様式

学位論文審査申請書

年 月 日

日本獣医生命科学大学長
殿

大学院獣医生命科学研究所○○○学専攻○○課程
○○○○年入学〔学籍番号○○○○〕

ふりがな
氏 名 ㊟

本学学位規則第6条第6項の規定により学位論文に学位論文の内容の要約、その他関係書類を添え、標記学位論文の審査を申請いたします。

指導教員
氏 名 ㊟

[備考] 学位論文は3部、学位論文審査申請書は1通、学位論文の内容の要約は日本語20部（2千字以内）、半身脱帽の写真は2葉を提出すること。

(4) 論文目録の様式

	年	月	日
論 文 目 録			
ふりがな 申請者 氏 名			印
学 位 論 文			
1 題 目			
2 印刷公表の方法及び時期			
3 冊 数			
参 考 論 文			
1 題 目			
2 印刷公表の方法及び時期			
3 冊 数			

- [備考] (1) 学位論文目録は1通提出すること。
- (2) 学位論文題目が外国語の場合には、日本語訳（ ）を付して記入すること。
- (3) 参考論文が2種以上ある場合には、列記すること。
- (4) 公表の方法には全文か要約かを必ず明記し、発行又は発表の年月日、発行所又は発表雑誌等の名称を記載すること。
- (5) 学位論文がまだ公表されていないときは、その予定を記載すること。
- (6) 学位論文の冊数は、1編と記載すること。

(5) 第6条第2項の規定による履歴書の様式

履 歴 書			
本 籍			
現住所			
		ふりがな 氏 名	[男・女]
		年 月 日生	
		学 歴	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
		職 歴	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
		研 究 歴	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
		賞 罰	
上記の通り相違ありません。			
年	月	日	
		氏名	㊟

- [備考] (1) 学歴は、高等学校（旧制の中学校）卒業以後の履歴について年次を追って総て記載すること。
- (2) 本学大学院博士課程等を単位取得満期退学した者は、その単位修得証明書を添付すること。

6. 学部研究生・科目等履修生及び研修生

本学においては、正規の課程とは別に目的に従い、学部における研究生（学則第40条）、科目等履修生（同第41条）、研修生（同第42条）等の教育制度を設ける。諸規定は次のとおりである。

I. 日本獣医生命科学大学研究生に関する細則

（目的）

第1条 この細則は、日本獣医生命科学大学学則第40条第2項に基づき、日本獣医生命科学大学研究生（以下「研究生」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この細則において研究生とは、指導教員の指導をうけて特定の専門分野の研究に従事する者をいう。

（資格）

第3条 研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力を有すると本学において認められた者

（出願）

第4条 研究生を志願する者は、次に掲げる書類を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書 1通
- (2) 卒業証明書（最終卒業校）1通
- (3) 履歴書 1通

2 日本国以外に居住している外国人志願者は、第1項各号の書類のほか在日身元保証人の保証書及び日本語の学力を表す証明書を添付しなければならない。

（入学）

第5条 研究生の入学は、願出に基づき所属する学部の教授会の議を経て学長が許可する。

2 研究生の入学時期は、次のいずれかとする。

前期 4月1日

後期 10月1日

（入学手続き）

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに次の

書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料を納付しなければならない。

- (1) 住民票（3カ月以内に発行したもの） 1通
- (2) 写真（6カ月以内に撮影したもの） 1枚

第7条 研究生として入学を許可された者は、指定の期日までに次に掲げる学費を納入しなければならない。ただし、研究の状況により入学金及び授業料の一部または全部を免除することがある。

入学金	30,000円
授業料	80,000円（年額）

- 2 指定の期日までに納入しないときは、入学を取り消すことがある。
- 3 既納の入学金及び授業料はいかなる理由があっても返還しない。

（在学期間）

第8条 研究生の在学期間は1年とする。ただし、引続き在学の延長を願い出たときは、2回に限り在学期間の延長を許可することがある。この場合には、入学金は徴収しない。

（特別な費用）

第9条 研究に要する特別の費用は、研究生の自己負担とする。

（証明書）

第10条 研究生が研究に関する事項について証明を願い出たときは、証明書を交付する。

（改廃）

第11条 この細則の改廃は、合同教授会の議を経て学長の決裁を必要とする。

Ⅱ. 日本獣医生命科学大学科目等履修生に関する細則

（目的）

第1条 この細則は、日本獣医生命科学大学学則第41条第2項に基づき、日本獣医生命科学大学科目等履修生（以下「科目等履修生」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この細則において、科目等履修生とは一般科目履修生、教職科目履修生、特別科目履修生及び武蔵野地域自由大学科目履修生をいう。

- 2 一般科目履修生とは、大学学生以外の者で、単位の修得を目的として本学所定の授業科目のうち、1科目又は複数科目を選んで履修する者をいう。
- 3 教職科目履修生とは、本学を卒業した者が教育職員免許状授与の資格を取得する目的で、本学所定の教職及び教科に関する授業科目を選んで履修し、単位を修得する者をいう。
- 4 特別科目履修生とは、既に獣医師国家試験受験資格を有する者が、獣医

師国家試験受験のための学力向上を目的として、受験科目に関する授業科目を選んで履修する者をいう。

- 5 武蔵野地域自由大学科目履修生とは、武蔵野市及び武蔵野地域5大学が連携して、高度で継続的並びに体系的な学習機会を提供するもので、本学が開講する授業科目を履修する者をいう。

(武蔵野地域自由大学科目履修生)

第3条 武蔵野地域自由大学科目履修生の入学資格等については別に定める。

(入学資格)

第4条 一般履修生として入学できる者は、高等学校を卒業とした者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

- 2 教職科目履修生として入学できる者は、原則として本学を卒業した者とする。

- 3 特別科目履修生として入学できる者は、獣医師国家試験受験資格を有する者とする。

(出願手続)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて学長に願い出なければならない。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 入学願書 | (本学所定の様式による) |
| (2) 履歴書 | (本学所定の様式による) |
| (3) 最終学校の卒業証明書又は在籍証明書 | |
| (4) 成績証明書 | |
| (5) 検定料 | 20,000円 |

- 2 日本国以外に居住している外国人志願者は、第1項各号の書類のほか、在日身元保証人の保証書及び日本語の学力を表す証明書を添付しなければならない。

(入学者の選考)

第6条 前条の入学志願者については、所属する学部教授会が選考を行い学長が許可する。

(入学手続き及び入学許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに次の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料を納付しなければならない。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 住民票（3カ月以内に発行したもの） | 1通 |
| (2) 写真（6カ月以内に撮影したもの） | 1枚 |

(入学の時期)

第8条 一般科目履修生及び教職科目履修生の入学時期は、次のいずれかとする。

- | | |
|----|-------|
| 前期 | 4月1日 |
| 後期 | 9月26日 |

2 特別科目履修生の入学時期は随時とする。

(入学金、授業料)

第9条 科目等履修生として入学を許可された者は、指定の期日までに次に掲げる入学金及び授業料を納入しなければならない。

一般科目履修生 教職科目履修生			特別科目履修生		
入 学 金		30,000円	入 学 金		30,000円
授業料	講義演習科目 1単位につき	30,000円	授業料	本学卒業生 半年間につき	100,000円
	実験実習科目 1単位につき	45,000円		他大学卒業生 半年間につき	200,000円

2 上記のほか実験、実習科目において実験実習費として別途実費徴収することがある。

3 指定の期日までに納入しないときは、入学の許可を取り消すことがある。

(納入した授業料等)

第10条 既に納入した検定料、入学金及び授業料は、いかなる理由があっても返還しない。

(在学期間)

第11条 一般科目履修生及び教職科目履修生の在学期間は、当該学期又は学年の終りまでとする。特別科目履修生は6カ月とする。ただし、引続き在学を願い出たときは教授会の議を経て在学期間の延長を許可することがある。この場合には、検定料及び入学金は徴収しない。

(単位の認定)

第12条 一般科目履修生及び教職科目履修生が履修した授業科目について、所定の試験を受けて合格した場合には単位を与える。

2 特別科目履修生には、単位認定は行わない。

(証明書)

第13条 一般科目履修生及び教職科目履修生が履修した授業科目について証明を願い出たときは、単位修得証明書又は科目履修証明書を交付する。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、合同教授会の議を経て学長の決裁を必要とする。

Ⅲ. 武蔵野地域自由大学科目履修生に関する取扱い要領

(目的)

1. この取扱要領は、日本獣医生命科学大学科目等履修生に関する細則第3条に基づき、武蔵野地域自由大学科目履修生（以下「自由大学科目履修生」という。）の入学資格等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格・手続)

2. 自由大学科目履修生は、武蔵野地域自由大学学則に定められた入学資格を有する者で、武蔵野地域自由大学事務局に入学手続きを行った者でなければならない。

(入学の時期)

3. 自由大学科目履修生の入学時期は、4月1日とする。

(在学期間)

4. 自由大学科目履修生の在学期間は、当該学年の終わりまでとする。

(授業科目)

5. 自由大学科目履修生が履修できる授業科目は、実験、実習、演習を除く全科目とし、1科目につき5名とする。また、履修科目は、前期又は後期の授業科目を合計して6科目までとする。ただし、前期、後期とも3科目以内の履修とする。

(受講)

6. 自由大学科目履修生が選択した履修科目を受講する場合、必ず、本学発行の証明書を提示するものとする。

(単位の認定)

7. 自由大学科目履修生に対しては、学則に基づく単位の認定を行わない。また、出・欠席もとらない。

(履修料)

8. 自由大学科目履修生の履修料は、次のとおりとする。

前期又は後期の授業科目 1科目 15,000円

(納入した履修料)

9. 既納の履修料は、原則として返納しない。

(協定)

10. 自由大学科目履修生の受入に関してこの取扱要領に定められていない事項は、武蔵野市と武蔵野地域5大学との協定に基づき行う。

(事務)

11. 自由大学科目履修生に関する事務は、事務局事務部教務課が所管する。

(改廃)

12. この取扱要領の改廃は、合同教授会の議を経なければならない。

IV. 日本獣医生命科学大学研修生に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、日本獣医生命科学大学学則第42条第2項に基づき、日本獣医生命科学大学研修生（以下「研修生」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において研修生とは、教員の指導をうけて特定の専門技術の研修を行う者をいう。

(資格)

第3条 研修生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力を有すると本学において認めた者

(出願)

第4条 研修生を志願する者は、次に掲げる書類を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書 1通
- (2) 卒業証明書（最終卒業校） 1通
- (3) 履歴書 1通

2 日本国以外に居住している外国人志願者は、第1項各号の書類のほか在日身元保証人の保証書及び日本語の学力を表す証明書を添付しなければならない。

(入学)

第5条 研修生の入学は、願出に基づき所属する学部の教授会の議を経て学長が許可する。

2 研修生の入学時期は随時とする。

(入学手続き)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに次の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料を納付しなければならない。

- (1) 住民票（3カ月以内に発行したもの） 1通
- (2) 写真（6カ月以内に撮影したもの） 1枚

第7条 研修生として入学を許可された者は、指定の期日までに次に掲げる学費を納入しなければならない。ただし、研修の状況により入学金及び授業料の一部または全部を免除することがある。

入学金 30,000円
授業料 40,000円（半年）

2 指定の期日までに納入しないときは、入学を取り消すことがある。

3 既納の入学金及び授業料はいかなる理由があっても返還しない。

(在学期間)

第8条 研修生の在学期間は6カ月とする。ただし、引続き在学の延長を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。この場合には、入学金は徴収しない。

(特別な費用)

第9条 研修に要する特別の費用は、研修生の自己負担とする。

(証明書)

第10条 研修生が研修に関する事項について証明を願い出たときは、証明書を交付する。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、合同教授会の議を経て学長の決裁を必要とする。

V. 研究生・研修生の入学金および授業料免除に関する申し合せ

1. 申請資格

日本獣医生命科学大学研究生に関する細則第7条第1項および日本獣医生命科学大学研修生に関する細則第7条第1項のただし書きによる入学金および授業料の免除を受けられる者は、附属動物医療センター病院所属で、獣医師の免許を有し、かつ週5日以上診療業務に携わる研究生・研修生とする。

2. 免除の申請

入学金および授業料の免除を希望する者は、附属動物医療センター院長に必要書類を添えて申請する。

3. 免除願いの提出

院長は、入学金および授業料の免除申請を受理したものについて、学長に免除願いを提出する。

4. 改廃

この申し合わせの改廃は学部教授会の議を経て、学長の決裁を必要とする。

VI. 日本獣医生命科学大学寄付講座要綱

(趣旨)

第1条 日本獣医生命科学大学（以下「本学」という。）の教育・研究の充実に寄与することを目的として、学外の個人又は機関から特定の授業科目の設置及び運営に要する資金の全部又は一部について寄付の申し出がなされた場合に、これを受けて本学において設置及び運営される授業科目（以下「寄付講座」という。）の取扱いについては、この要綱に定めるところによる。

(設置基準)

第2条 寄付講座は、本学の学部及び大学院研究科（以下「学部等」という。）のカリキュラムに整合し、かつ、本学の教育・研究の進展に支障が生じないと見込まれるものについて設置するものとする。

(設置申請手続)

第3条 寄付講座の設置及び運営に要する資金の寄付を申し出る者は、寄付講座設置申込書（別記様式）を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の寄付講座設置申込書の提出を受けて寄付講座の設置に適した学部等を定め、当該の教授会又は研究科委員会に寄付講座の設置の可否を諮るものとする。

3 学長は、前項の審議結果に基づき、寄付金の受入及び寄付講座の設置の可否を決定する。

(寄付講座寄付金)

第4条 寄付講座の設置及び運営に供される寄付金（以下「寄付講座寄付金」という。）は、当該寄付講座の全開講期間にわたる費用の一括寄付又は各開講期間ごとの費用の分割寄付により、受け入れるものとする。

2 寄付講座寄付金からその15%以下の額を、本学の寄付講座管理費として控除する。

3 寄付講座寄付金から支出することのできる経費は、寄付講座の設置及び運営に直接要する経費に限るものとする。

(設置及び運営上の必要事項)

第5条 学長は、寄付講座を設置する学部等の教授会又は研究科委員会の議により、次の各号に掲げる寄付講座の設置及び運営上の必要事項を決定するものとする。

- (1) 寄付講座の教育内容（科目名称、授業方法、成績評価方法、単位認定方法等）
- (2) 寄付講座において授業及び履修者の成績評価を担当する教員（以下「寄付講座講師」という。）の採用
- (3) 寄付講座寄付金の使途
- (4) 寄付講座寄付金により取得した財産の帰属
- (5) その他寄付講座の設置及び運営に関する必要事項

(覚書)

第6条 学長が寄付講座の設置を決定したときは、学長と寄付講座設置申込者との間において、寄付講座の設置及び運営上の必要事項について覚書を交わすものとする。

(寄付講座の名称)

第7条 寄付講座の名称には、寄付者が明らかになるような字句を冠することができる。

(寄付講座の開講期間)

第8条 寄付講座は、学期又は学年に開講するものとする。

2 寄付講座を設置する学部等の教授会又は研究科委員会が、当該寄付講座に係る寄付の継続性の消滅を認めるときは、その次年度の寄付講座を開講しないものとする。

(寄付講座講師の採用)

第9条 寄付講座講師は、本学内外から当該寄付講座の設置に沿う適切な人材を選考し、これに充てる。

2 寄付講座講師には、大学の教授、准教授、講師の資格を有する者のほか、専門分野について特に優れた知識及び経験を有すると認められる者をこれに充てることができる。

3 寄付講座講師の選考方法、資格審査基準、採用申請手続等は、本学の学内規則に準ずるものとする。

(寄付講座講師の任期等)

第10条 寄付講座講師の任期は、寄付講座が開講される学期又は学年の始期から終期の間とする。ただし、更新を防げない。

2 寄付講座講師の手当等の処遇については、本学の学内基準に準ずるものとする。

(所管)

第11条 寄付講座に関する事務の所管は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 寄付講座の設置手続に関する事務は、事務局事務部庶務課が所管する。
- (2) 寄付講座の授業実施に関する事務は、事務局事務部教務課が所管する。

(改廃)

第12条 この要綱の改廃は、合同教授会の議を経て学長の決裁を必要とする。

学生の休学時の在籍料に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、日本獣医生命科学大学学則（以下「学則」という。）第45条第5項に定める休学者の在籍料に関する事項を定めることを目的とする。

(在籍料)

第2条 在籍料は、学則第45条第1項に定める学費の3分の1相当とする。

(在籍料の算定)

第3条 在籍料は、学期単位で算定する。

- 2 前項の算定方法は、休学した年度の学費納入額を学期に等分し、当該等分額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

(納入方法)

第4条 休学者は、休学が許可されたとき又は命じられたときは、指定された期日までに前条第2項により算定された在籍料を納入しなければならない。

- 2 前期又は後期の学期を休学する者が、当該学期分学費を納付している場合、在籍料の納入に代えて、当該学期分学費から在籍料を控除した額を休学者に返付する。
- 3 前項の規定は、学期の始めに遡及して休学を許可された者についても同様とする。
- 4 在籍料を納入している休学者が、休学している学期の途中で復学した場合、当該の復学した学期分学費を指定された期日までに納入しなければならない。
この場合、納入する学費の額は、学期分の学費から在籍料を控除した額とする。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は合同教授会の議を経て、学長の決裁を必要とする。

日本獣医生命科学大学再入学の取扱いに関する細則

(目的)

第1条 この細則は日本獣医生命科学大学学則第17条に定める再入学の取扱いについて定めることを目的とする。

(再入学の選考の対象)

第2条 再入学の選考の対象となる者は、日本獣医生命科学大学（以下「本学」という。）の退学者で、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 傷病等健康上の理由により、やむを得ず退学した者。
- (2) 経済的理由により、やむを得ず退学した者。
- (3) その他の理由により、成績不良者等を除き、やむを得ず退学した者。

(再入学の出願)

第3条 前条の各号に該当する者で再入学を希望する者は、所定の期日までに、次の各号の書類等を添えて学長に願出しなければならない。

- (1) 再入学願書（本学所定用紙）
- (2) 再入学理由書

- (3) 本学在学中の成績証明書
- (4) その他本学が定める書類
- (5) 再入学検定料 30,000円

2 再入学を出願できる学科は、退学時に在籍していた学科とする。

(再入学の期日)

第4条 再入学の期日は、前期または後期開始日とする。

(再入学審査委員会)

第5条 再入学の願出があった場合、該当する学科においては速やかに再入学審査委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

2 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 学科長
 - (2) 学科長が指名した委員若干名
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。
- 5 委員会が必要であると認めた場合には、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 6 委員会は第6条第2項の報告をもって解散する。

(再入学の選考)

第6条 委員会は再入学理由書及び成績証明書等による書類審査と面接審査を行い、再入学の可否を判定し、合格の場合は再入学年次を決定する。

- 2 委員長は前項の結果を、学科長に文書をもって報告する。
- 3 学科長は前項の結果について、学科会の審議に付し、その結果を学部長に報告する。
- 4 学部長は前項の結果を学部教授会の審議に付し、その可否の判定結果を学長に報告する。
- 5 学長は可否結果を出願者に通知する。

(再入学手続)

第7条 選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、保証書
その他所定の書類を提出するとともに、入学金及び所定の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に再入学を許可する。

(担当部署)

第8条 この細則に関する事務は事務局事務部教務課が担当する。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、合同教授会の議を経て、学長の決裁を必要とする。